

高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高原町が、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている医療福祉施設等事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービス提供を支援することを目的として、事業者に対し、高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和41年高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年4月1日時点で、高原町内において別表施設種別等の欄に掲げる施設を運営しており、令和5年3月31日まで継続して当該事業を実施する予定のある事業者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で支援金の交付の可否を決定するとともに、交付を決定したときはその額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定及び確定をし、又は申請を却下したときは、高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定及び確定通知書（様式第2号）又は高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の請求及び支払)

第6条 前条に基づく支援金の交付の決定及び確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金請求書（様式第4号）により町長に支援金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、交付決定者に速やかに支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告は、第4条に規定する書類をもって、これに代えるものとする。

(申請期限)

第8条 支援金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 支援金の申請期限は、令和5年2月28日とする。

(返還)

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第10条 支援金の交付を受けた交付決定者は、この支援金に係る関係書類等を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から適用する。